

施設機械工事等共通仕様書（R7.11月版）の改正概要

1. 基本事項

農林水産省農村振興局の令和7年3月版「施設機械工事等共通仕様書」に準拠し、施設機械工事等共通仕様書を一部改正するものである。

第1章「総則」については県土整備部に準拠し、第2章「機器及び材料」以降については農林水産省農村振興局に準拠している。

2. 主な改正内容

- ・ 第1章 総則、第1節 総則、1-1-4 ワンデーレスポンス
ワンデーレスポンスに係る条文を新設した。
- ・ 第1章 総則、第1節 総則、1-1-14 施工体制台帳
建設業法第26条第3項の改正に伴い改正した。
- ・ 第1章 総則、第1節 総則、1-1-23 建設副産物
盛土規制法等法令に係る記載を追加した。
- ・ 第1章 総則、第1節 総則、1-1-25 工事完成図書の納品
電子データによる納品に改正した。
- ・ 第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-1 主任技術者
施工途中の主任（監理）技術者の変更を改正した。
- ・ 第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-2 監理技術者
建設業法第26条第3項の改正に伴い改正した。
- ・ 第1章 総則、第2節 特記事項、1-2-3 現場代理人
現場代理人の常駐義務の緩和を追加した。
- ・ 第1章 総則、第2節 特記事項、
1-2-4 配置技術者等の適格性及び専任性等の確認
建設業法施行令第27条の改正に伴い専任を必要とする額を改正した。